岩手県告示第635号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年8月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社みちのく住宅
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田下川原52番地6
 - ウ 代表者の氏名 北村廣人
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-24) 第4441号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月1日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年7月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鈴木電気
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区太日通り一丁目10番8号
 - ウ 代表者の氏名 齋藤宏俊
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第5151号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月30日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このこと が法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年8月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 六原設備工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地66
 - ウ 代表者の氏名 高橋信子
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第6073号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月6日付けで土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このこと が法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成25年7月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 遠藤砂利
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第24地割8番地1
 - ウ 代表者の氏名 遠藤忠作
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第6491号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成25年8月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 松下技建
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町豊間根第2地割33番地66
 - ウ 代表者の氏名 松下暢
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第9480号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業 及び水道施設工事業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成25年8月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ダイコウ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第24地割27番地3
 - ウ 代表者の氏名 大光克典
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-20) 第140074号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成25年8月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 六原設備工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地66
 - ウ 代表者の氏名 高橋信子
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (特-22) 第6073号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月6日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4 号に該当する。